

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 利用者負担額等検討委員会 報告書

1. はじめに

平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が本格実施されたことや社会情勢の変化に伴い、利用者負担額等の設定及び改定の検討が必要となったことから、当委員会は、現行の利用者負担額徴収基準額表の下での運営上の課題について審議を行い、答申（答申第 1 号 平成 28 年 6 月 22 日）を行ったところである。

しかしながら、旧年少扶養控除の取り扱いについては、国の方針を踏まえて改めて検討する必要性が生じたため、市の利用者負担額の階層区分等の妥当性や見直しについて検討し、以下のような結論を得た。

2. 審議内容

(1) 保育認定（2号・3号給付）の利用者負担額について

(ア) 利用者負担額の考え方

旧年少扶養控除の取り扱いについて、国の方針は「自治体向けFAQ【第14版】（平成28年10月19日）」によって、明確に示されている。国は基準額表において、子ども2人の世帯をモデル世帯とし、2人分の旧年少扶養控除を考慮した上で、改正前後で極力中立的なものになるよう階層区分を設定していることを、当委員会として確認した。したがって、答申第1号において、新制度では再算定をしない前提で制度が組み立てられているため、現行の階層から旧年少扶養控除を無くした分について、階層が上昇してしまうのは原則としてやむを得ないとの結論に至ったところであるが、今回確認した国の方針を前提に、旧年少扶養控除を考慮し、極力上昇してしまわない方向で検討を行うこととした。また、各階層の利用者負担額の実額については答申第1号と同様に改定せず、主として所得税から住民税へ算定基準の改定を前提とし、各階層の住民税額の幅の設定について検討を行った。

(イ) 年少扶養控除の検討

旧年少扶養控除については、現在、市で独自に再算定を行い、その金額に応じて利用者負担額を決定している。この旧年少扶養控除の再算定について、新制度では自治体の事務負担等を考慮し再算定をしない前提で制度が組み立てられているため、今後とも市として独自に年少扶養控除の再算定を継続することが適切かにつき検討を行った。国の平成22年度税制改正

による年少扶養控除の廃止から一定年数が経過していること、国の基準額表は、子ども2人分の旧年少扶養控除を考慮したうえで階層区分が設定されていること等を勘案し、市の基準額表においても、旧年少扶養控除を加味できるのであれば、これまで市として独自に行っていた旧年少扶養控除の再算定は行わないのが適切であるとの結論に至った。

(ウ) 利用者負担額徴収基準額表の検討

答申第1号においては、旧年少扶養控除を考慮せず、利用者負担額の算定方法を所得税基準から住民税基準に変更した場合の試算であり、現行の利用者負担額と変更後の利用者負担額について、各保護者の階層変動の度合いを検証したところ、多くの保護者の階層が現状より上下してしまうことが判明したところである。したがって、今回は旧年少扶養控除を考慮し、現行の所得税基準の階層のまま旧年少扶養控除に係る再算定を行った階層分布と、住民税基準で旧年少扶養控除に係る再算定をしない階層分布が似た分布になるように税額の幅を設定した試算案（以下「スライド2」という。）について、比較検証した。

●本検討委員会で検討した試算結果

試算内容	影響人数 (全体 2,010 人)	試算のポイント (委員の意見など)
(答申第1号) 現行の階層のまま旧年少扶養控除の再算定をしない階層と、住民税基準で旧年少扶養控除の再算定をしない階層が似た分布になるよう移行させた。	階層上昇: 1,446 人 階層維持: 413 人 階層下降: 151 人	旧年少扶養控除を再算定しない分、現行よりも階層が上がる世帯が多くなる。
(スライド2) 現行の階層のまま旧年少扶養控除の再算定を行った階層と、住民税基準で旧年少扶養控除の再算定をしない階層が似た分布になるよう移行させた。	階層上昇: 680 人 階層維持: 771 人 階層下降: 559 人	旧年少扶養控除を考慮している分、階層が上がる世帯が少なくなる。

スライド2では階層が変動しない人数が増え、階層上昇も答申第1号に比べ抑制する効果は見られた。しかしながら変動が生じる要因については答申第1号においても検証しているが、所得税と住民税の税率の違いによる階層変動の影響が考えられる。所得税は累進課税であるのに対し、住民税は一律であるため、世帯の所得構成によって所得税額と住民税額が異なる。

ることが、住民税基準で階層を算定した場合、階層の変動をもたらす場合があるものと思われる。

また、所得税と住民税の控除額の違いによる影響も考えられる。新制度の階層は8階層であるのに対し、市では25階層とより細かく応能負担を行えるよう階層が細分化されているため、所得税基準から住民税基準に変更した際に発生する生命保険等の控除額の違いも、細かく設定した階層により若干の変動を引き起こしているものと思われる。

以上のように、変動が生じることは一定やむを得ない事情がある。しかしながら、今回のスライド2において、特に大きく階層が上昇したケースを抽出し、個別に要因を分析した。

要因として比較的多かったものは、市に提出された所得税額と、本来の所得税額に差があるケースである。現在の所得税基準での利用者負担額の算定は、保護者から提出してもらった源泉徴収票、もしくは確定申告を行う方は確定申告書の写しを基に階層を決定している。複数の会社で勤務している保護者が、1社分の源泉徴収票しか提出しなかった場合は、本来よりも低い階層で決定してしまうこともある。毎年このような現象が発生する世帯が一定数存在していることから、市では定期的に確認業務を行っているが、この試算を作成していた時点においては、まだ作業前であったため、市課税部署が保有している住民税算定基礎資料となる所得税額との不一致による階層変動が一定数発生してしまっている。なお、これらの事務手続きは住民税基準に移行すれば、発生しないものである。

このような特殊な事情のあったケース以外の上昇要因については、子どもの数が3人以上いる世帯のみであった。つまり、旧年少扶養控除を一定考慮したとしても、旧年少扶養控除の対象となる子どもが3人以上いる世帯は、大きな階層の上昇が発生しているといえる。

(エ) 緩和措置

今回の利用者負担額徴収基準額表の見直しを行うにあたり、旧年少扶養控除の再算定廃止および利用者負担額の算定基準の変更により、いくらか階層が上下に変動してしまうことは、やむを得ないものとする。しかしながら、扶養する子どもの数が3人以上いる多子世帯においては、階層が大幅に上昇する要因となり得ることが明らかであるため、利用者の負担が過度に重くならないよう、負担軽減のための緩和措置を講ずる必要があるという結論に至った。

国は、「自治体向けFAQ」の中で、市町村の判断により、既に入園している者が卒園するまでの間に限り、旧年少扶養控除の再算定を可能とする経過措置を設けることができるとしている。すなわち、既に入園している利用者については、旧年少扶養控除を加味した国庫負担金の清算を認める

ものであるが、新規利用者は対象外としている。

当委員会で検討した緩和措置の具体的な方法としては、旧年少扶養控除の対象となる子どもが3人以上いる場合において、3人目以降の子どもの人数分に応じて、旧年少扶養控除の再算定を行うことを提言する。

新制度では自治体の事務負担等を考慮し再算定をしない前提で制度が組み立てられている趣旨や、税制上存在しない控除を継続すること等を思慮すれば、この緩和措置は必ずしも好ましいものではない。しかしながら当委員会は、新規利用者と既存利用者を区別するのではなく、子どもが3人以上の多子世帯に関しては、時限的な経過措置ではなく継続して等しく緩和措置を講じていく必要があるとの結論に至った。

(2) 教育標準時間認定（1号給付）の利用者負担額について

(ア) 利用者負担額の考え方

国の示した基準によれば、新制度の施行前から運営していた私立幼稚園は、当分の間、新制度に移行せず、独自に利用料を設定できるところとなっていて、市では新制度に移行した私立幼稚園はない。ただし、市から他市の新制度に基づく幼稚園や認定こども園に通う場合、市民は市が決定した利用者負担額を納めることになる。現行の市の利用者負担額徴収基準額表では、利用者負担額の算出基準（住民税基準）や各階層区分の設定は、国の基準額表と同一に定め、旧年少扶養控除については市で独自に再算定した金額に応じて利用者負担額を決定している。したがって、当委員会は、保育認定と同じく旧年少扶養控除の再算定を廃止した場合の影響について検討を行った。

(イ) 年少扶養控除の検討

旧年少扶養控除の再算定をする現行の利用者負担額と再算定を行わない場合の利用者負担額について、各保護者の階層変動の度合いを検証したところ、一部の保護者の階層が現状より上昇することが判明した。ただし、1階層の上昇に留まり、保育認定のような2階層以上の変動は見られなかった。この要因としては、保育認定の基準額表に比べ階層区分が少なく4階層のみであること、また各階層の税額の幅が広く設定されていることがあげられる。

ただし、旧年少扶養控除の再算定を無くしたことで階層が変動し、負担が増えてしまう世帯があると思われ、また保育認定との公平性の観点から、保育認定の場合と同じく緩和措置を検討する必要があるとの結論に至った。

●本検討委員会で検討した試算結果

試算内容	影響人数 (全体 105 人)	試算のポイント (委員の意見など)
旧年少扶養控除の再算定をして決定した現行の階層から、旧年少扶養控除の再算定をしないことで階層が変動した人数。	階層上昇：21 人 階層維持：84 人 階層下降：0 人	旧年少扶養控除を再算定しない分、現行よりも階層が上がる世帯が発生した。

(ウ) 緩和措置

保育認定の場合と同じく、新規利用者と既存利用者を区別するのではなく、旧年少扶養控除の対象となる3人目以降の子どもの人数分に応じて、旧年少扶養控除の再算定を行うことを提言する。

3. おわりに

当委員会は、平成27年4月に施行された新制度や様々な社会情勢の変化等を踏まえ、保育所入所児童の保護者、公募市民、民生委員・児童委員協議会の代表者、社会福祉協議会の代表者、識見者など、様々な立場から、市の利用者負担額等について審議を行った。答申第1号においても重視した、公平公正な制度のあり方を考えるという視点を踏襲しながら、国の方針を前提に、旧年少扶養控除を考慮し検討を行い、旧年少扶養控除は、各階層の税額幅の設定において考慮することで原則廃止するが、一定の多子世帯については等しく旧年少扶養控除の再算定を行うという結論に達した。

市にとって、地域の少子化に歯止めをかけ、次世代を担っていく子どもたちの定住を増やすことは極めて重要な課題である。また市は国の施策の実施ばかりでなく、その自治体独自の実態を分析し、独自の取り組みが求められていることは言うまでもない。

国は既に入所している利用者のみを対象に卒園するまでの間、旧年少扶養控除を加味した国庫負担金の清算を認めているところであるが、今回の試算結果を分析すれば、子どもが3人以上の多子世帯に関しては、負担を軽減するための緩和措置は不可欠である。次世代を担っていく子どもを多く扶養している世帯ほど負担が重くなっていくことは、子育て支援の上で時代に逆行していると言わざるを得ない。また、新規利用者と既存利用者を区別するのではなく、公平公正に継続していくべき緩和措置であるべきものと考えられる。

国が想定していない課題について、市独自の施策として、多子世帯の負担を軽減し、理想の数だけ子どもが産めるように優遇していくことを広くアピールし、子育て世帯が集う街を目指していくことを切に望むものである。

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
利用者負担額等検討委員会 委員名簿

	氏名	所属組織
1	◎ <small>ハシヅメ</small> 橋爪 <small>サチヨ</small> 幸代	識見者 東京経済大学現代法学部 准教授
2	○ <small>シバ</small> 柴田 <small>サチコ</small> 彩千子	識見者 東京学芸大学 准教授
3	<small>ヤマモト</small> 山本 <small>カズヒコ</small> 和彦	公募市民
4	<small>イナガ</small> 彌永 <small>ダイスケ</small> 大介	国分寺市立保育所に入所する児童の保護者の代表者
5	<small>ミキ</small> 三木 <small>ユカリ</small> 由香里	私立保育所入所児童保護者
6	<small>クマガイ</small> 熊谷 <small>アツシ</small> 淳	国分寺市社会福祉協議会の代表者
7	<small>オホ</small> 大戸 <small>ミツヨシ</small> 光麿	国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者

◎委員長

○副委員長

国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
利用者負担額等検討委員会 実施記録

日付	曜日	内容	場所	時間
平成28年12月16日	(金)	第1回 利用者負担額等 検討委員会	書庫棟 会議室	PM7:00～PM9:00
平成29年3月21日	(火)	第2回 利用者負担額等 検討委員会	第4庁舎 2階会議室	PM7:00～PM9:00